

- ・今回、地中埋設物にて、燃え殻や油混じり土が確認されたことを受けて、土地評価基準第17条第2項第11号及び別表2-14を見直しました。

○土地評価基準 新旧対照表

新	旧
<p>(指数の修正) 第17条 画地の奥行に応じて、別表2-3の(1)、(2)に定める奥行逓減割合により修正する。</p> <p>2 画地又は画地の部分が次の各号のいずれかに該当するときは、その画地又は画地の部分の指数について次の各号に定める修正をするものとする。</p> <p>(11) 建設副産物等が確認された画地 別表2-14に定める建設副産物修正係数を乗ずる。</p>	<p>(指数の修正) 第17条 同左</p> <p>2 同左</p> <p>(11) 建設副産物が確認された画地 別表2-14に定める建設副産物修正係数を乗ずる。</p>

新			旧		
別表2-14 建設副産物等修正係数			別表2-14 建設副産物修正係数		
区分	修正係数	摘要	区分	修正係数	摘要
建設副産物	0.92 ～ 0.97	建設副産物が確認された画地に適用する	建設副産物	0.92 ～ 0.97	建設副産物が確認された画地に適用する
混合ごみ	0.01 ～ 0.97	混合ごみが確認された画地に適用する			

※「新」欄の赤文字が追加修正箇所です。

- ・上記の見直しにつきまして、令和3年9月3日から9日にかけて開催しました土地評価委員会に諮問し、同意の答申をいただいております。